

令和7年度 保育園・幼稚園・認定こども園 入園案内



安中市のマスコット「こうめちゃん」



も く じ

保育園・認定こども園・地域型保育施設 一覧表	表紙裏
提出書類について	1,2ページ
令和7年度入園までの流れ【新規・継続】	3ページ
子ども・子育て支援新制度について（令和7年度 算定年齢(クラス)編成表）	4～6ページ
幼児教育・保育の無償化の概要について	7～9ページ
3号認定子どもの利用者負担額（保育料）について	10,11ページ
令和7年度利用者負担額（保育料）徴収基準額表	12ページ
副食費の取扱いについて	13,14ページ
「妊娠・出産」「育児休業」について	15ページ
入園に関するよくあるQ&A	16～20ページ
その他の保育サービス	21ページ
提出書類 様式集 ※申請書や就労証明書等の各様式	様1～様28ページ
※ご提出の際には、必要な書類が揃っているか、記入もれがないか等をご確認ください。 ※申請書類は、提出締切日までに、第一希望の園（継続利用の場合には、在籍している園）に提出してください。	

安中市

本庁こども課幼児教育保育係・松井田支所住民福祉課福祉こども係
 TEL: 027-382-1111 内線: 1163, 1165, 2153

詳しくはこちらを
ご覧ください



保育園・認定こども園・地域型保育施設一覧表



各園の情報は
こちらをご確認ください

名 称	利用 定員	所在地	電話	教育時間 【1号】	保育時間 【2号・3号】			対象年齢 (受入年 齢)	延長 保育 2・3号 (短)	延長 保育 2・3号 (標)	一時預かり事業		休日 保育	病児 保育事業		子育て 支援セ ンター
				開所時間	開所時間	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)				一般型	幼稚園 型		病後児 対応型	体調 不良児 対応型	
保 育 園	遠丸保育園	60	安中5-8-25	382-1080		7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	3ヵ月～	○	○					○
	岩野谷保育園	90	岩井617-2	381-3320		7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	7:00 ~ 18:00	9ヵ月～	○	○					○
	板鼻和光保育園	90	板鼻2101-2	381-0613		7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	7:00 ~ 18:00	4ヵ月～	○	○					
	崇徳寺保育園	20	松井田町松井田326	393-4458		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月～	○						
	西横野保育園	50	松井田町人見970	393-3946		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月～	○						○
	白鳩保育園	20	松井田町国衙89-1	393-1015		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月～	○		○				
	細野保育園	20	松井田町新井394	393-2457		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	3ヵ月～	○		○			○	○
	市立原市保育園	110	築瀬25-1	385-5233		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月～	○				○		
	市立まついだ保育園	90	松井田町八城194-1	393-3892		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月～	○		○				
認 定 こ ど も 園	安中こども園	40	安中3-3-3	381-0640	9:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	8ヵ月～	○	○	○	○			○
	安中二葉幼稚園	150	安中3-10-33	381-0394	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	満1歳～	○			○			○
	原市赤心幼稚園	130	原市1-14-16	385-6662	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	満1歳～	○			○			○
	いそべこども園	125	磯部3-12-12	385-8021	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	10ヵ月～	○			○			○
	東横野幼稚園	65	鷺宮3092-2	382-0816	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	1歳～	○			○			○
	あきまこども園	105	下秋閑1459	395-0186	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	4ヵ月～	○	○		○		○	○
	後閑あさひ保育園	105	中後閑724	385-5541	9:00 ~ 14:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	3ヵ月～	○	○	○	○	○	○	○
	あさひ第二保育園	105	下後閑509-1	384-1501	9:00 ~ 14:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	3ヵ月～	○	○	○	○		○	○
地 域 型 保 育	うずまき保育園	5	原市92-2	381-8020		7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	3ヵ月～	○		○				
	ひまわり保育園	5	鷺宮205-1	386-6607		7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	3ヵ月～	○		○				
	たんぽぽ保育園	5	上間仁田658	381-8308		7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	3ヵ月～	○		○				○

※募集人数は、各施設にお問い合わせください。

※土曜日の開所時間は各施設で異なります。各施設にお問い合わせください。

※市外の保育施設の詳細については、各施設にお問い合わせください。

各保育事業の略称について

延長保育 2・3号(短)	保育短時間認定児を対象とした、園で定めた8時間を超えた保育事業	病児保育(病後児対応型)	傷病の回復期の児童を対象とした保育事業
延長保育 2・3号(標)	保育標準時間認定児を対象とした、園で定めた11時間を超えた保育事業	〃(体調不良児対応型)	保育中に「体調不良」となった児童の緊急的な対応を図る事業
一時預かり(一般型)	非在園児を対象とした、一時保育事業(一時保育)	子育て支援センター	入園前の児童を対象とした子育て支援事業
〃(幼稚園型)	在園児(1号認定)を対象とした、教育時間を超えての保育事業(預かり保育)		
休日保育	市内の施設を利用している保育認定児を対象とした休日(日曜・祝祭日)の保育事業		

提出書類について

提出締切日	令和7年4月からの新規入園	☆市内の認定こども園を利用する場合 →9月13日(金)～30日(月)までに、各園へ提出
	令和6年度からの継続児童【現況届】 ※教育認定(1号認定)	☆他市町村の幼稚園・認定こども園を利用する場合 →9月2日(月)～30日(月)までに、こども課へ提出
	令和7年5月以降入園(毎月1日)	入園月の前月15日までに、入園を希望する園に提出
	認定区分・時間区分を変更する場合	変更を希望する月の前月15日までに、在籍している園へ提出

○令和7年度に、新規入園する場合には、以下の書類を第一希望の園に提出してください。

○令和6年度からの継続児童のうち、教育認定・保育認定を受けて市内の園に在籍している場合にも、在籍している園に現況届として書類を提出する必要があります。

○市外の園をご利用の場合には、安中市役所子ども課に書類を提出してください。

※転園を希望する場合には、令和7年度新規入園と同様の手続が必要となります。

入園申込み提出書類チェックリスト

☐ 1号認定(教育認定)で入園希望の方 →提出物:A(該当者はCも)				様式掲載 ページ	チェック欄		
☐ 2号または3号認定(保育認定)で入園希望の方 →提出物:AとB(該当者はCも)					父	母	
A		施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書		様-3,4			
B	認定事由(①～⑨)により提出書類が異なります。	①就労 (現在育児休業中の場合を含む。)	・就労証明書 (春に復帰予定の方で、「復帰日」、「復帰後の就労時間」が決まっ ていない場合はご相談ください。)	様-11,13			
		②妊娠・出産	・申立書	様-15			
			・母子手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)				
		③疾病・障害 ④介護・看護	・申立書	様-15			
			・医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等	様-17 (診断書)			
		⑤災害復旧	必要な提出書類は、こども課にお問い合わせください。				
		⑥求職活動	・申立書	様-15			
		⑦就学	・申立書	様-15			
			・在学証明書 等				
		⑧虐待やDVのおそれ があること	個々人の状況に応じて、提出書類が異なりますので、市にご相談 ください。				
		⑨育児休業	・就労証明書	様-11,13			
・育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書	様-16						
C	該 当 者 の み	減免申請	・施設利用者負担額(保育料)減免判定に係る申請欄(Aの申請書内)	様-4			
			①ひとり親家庭(未 婚・離婚・死別)	・戸籍謄本または福祉医療費受給資格者証 の写し ※離婚協議中の場合には、ご相談く ださい。			
			②在宅障害児(者)の いる世帯	・障害者手帳等の写し			
		新規入園または 市外からの転入者	・個人番号(マイナンバー)申告書	様-7,8			
		預かり保育などを利 用する場合	・子育てのための施設等利用給付認定申請書	様-23,24			
			・Bの認定事由ごとに必要な書類(1号認定で教育時間以外に預か り保育を利用する場合などに保育の必要性を確認するため)				
	他市町村の保育施設 を希望する場合	・管外保育希望理由書	様-18				

提出書類フローチャート

右記の①～⑤の順に、必要書類を確認・準備してください。
認定を受ける内容によって、必要書類が異なりますのでご注意ください。

の部分が提出していただく書類になります。

各様式については、安中市ホームページからも入手できます。

「令和7年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します」



認定変更申請について

以下に該当する場合は必ず変更申請をしてください

- ・婚姻や離婚等で世帯構成の変更があった場合
- ・就労先を変更した場合
- ・就労の時間が大幅に変更になり時間区分を変更する場合（短時間、標準時間）
- ・認定事由を変更する場合（就労、求職活動、妊娠・出産、育児休業 等）
- ・市町村民税が変更になった場合

① 新規・継続・変更

令和7年度 新規入園の場合
令和6年度からの継続の場合
認定変更申請の場合

教育・保育給付認定申請書
マイナンバー申告書
教育・保育給付認定申請書（現況届）
教育・保育給付認定変更申請書

② 保護者について

保護者の状況
ふたり親
ひとり親
離婚死別未婚
離婚調停中

戸籍謄本または福祉医療費受給資格者証の写し
離婚調停中の証明書類

③ 保育の希望

有（2・3号認定）
保育園・認定こども園
地域型保育
市内の園
市外の園
無（1号認定）
幼稚園・認定こども園

④へ
管外保育希望理由書
④へ

④ 保育認定事由について

妊娠・出産
疾病・障害
介護・看護
就学
求職活動
その他（DV等）

申立書
母子手帳の写し（表紙・分娩予定日の記載ページ）
診断書、入院計画書等
障害者手帳等の写し
在学証明書 等
申立書
就労証明書
就労先決まり次第
子ども課へお問い合わせください

⑤ 保育料等について

施設利用者負担額（保育料）
減免対象になる場合
障害がある場合（世帯に障害がある方を含む）
第3子目以降の場合
ひとり親家庭の場合

障害者手帳等の写し
戸籍謄本または福祉医療費受給資格者証の写し

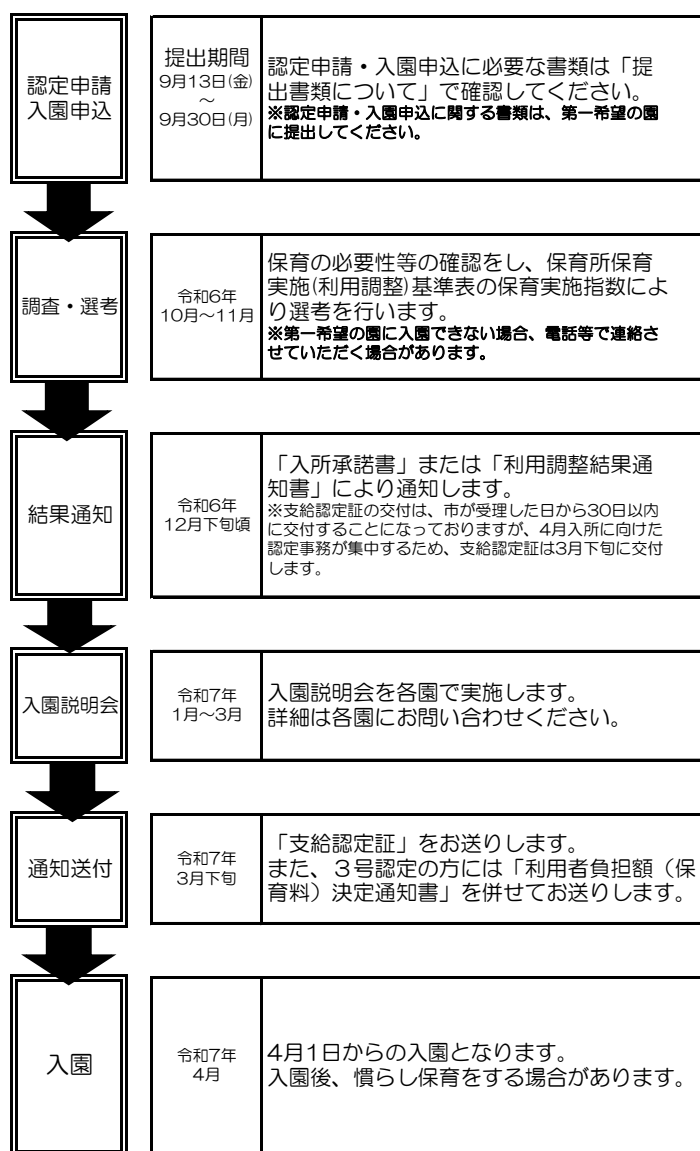
就労証明書
就労証明書（就労予定日を記載）
就労証明書（復職予定日を記載）
育児継続申立書（継続利用のみ）
就労証明書
既に就労
就労予定
育児休業中
自営業
農業
内職

ふたり親の場合
2人分必要
父または母が配偶者控除有であれば1人分で可
令和6年度市町村民税所得課税証明書（非課税証明書）
令和7年度市町村民税所得課税証明書（非課税証明書）
令和6年1月1日に安中市に住民登録がない方
令和7年1月1日に安中市に住民登録がない方
課税情報の確認ができない方
国内の場合
保護者の方が
年収が確認できる書類（詳細はこども課へ）
保護者の方が海外在住の場合

※マイナンバーを提出した方は不要です

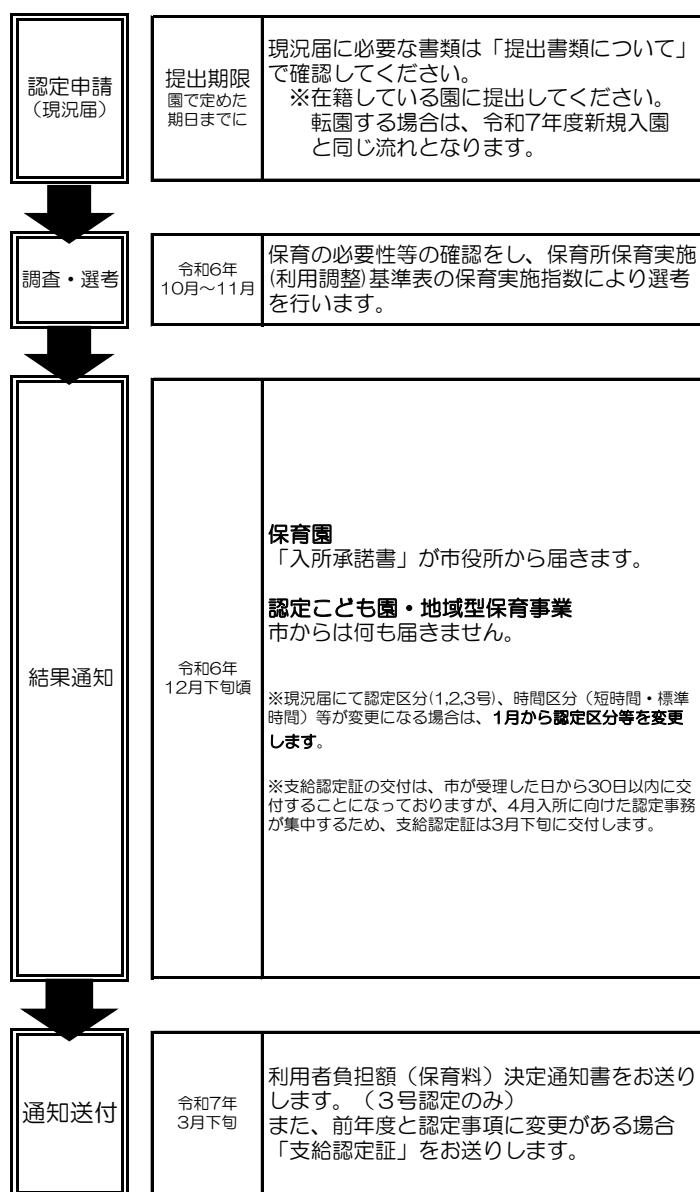
【新規入園の場合】

～令和7年4月入園までの流れ～



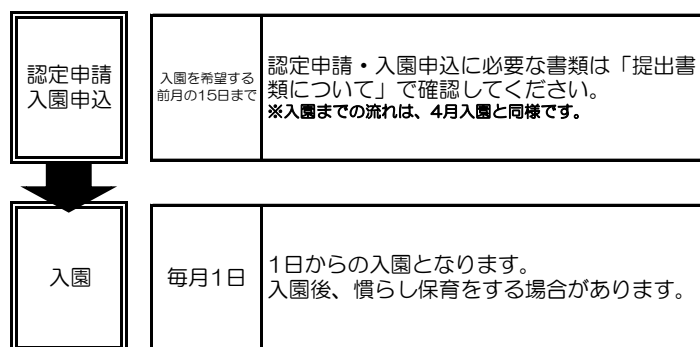
【令和6年度からの継続利用(2,3号)の場合】

～現況届提出の流れ～



～令和7年5月以降の入園について～

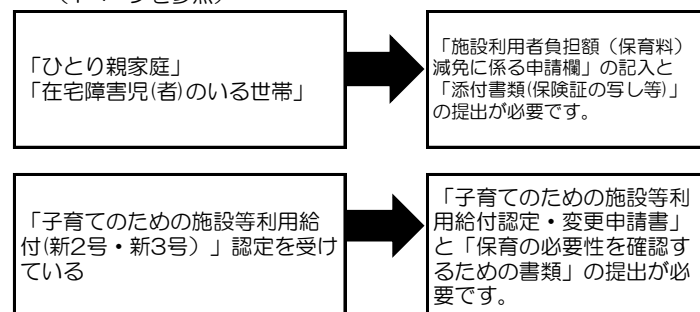
4月の一斉入園後、受入れ可能な園については、随時入園の募集を行います。各園の空き状況は、市ホームページでも公開しています。



【令和6年度からの継続利用(1号)の場合】

令和6年度1号認定を受けて在籍し、
令和7年度も1号認定を受けて在籍する場合、

「教育・保育給付認定申請書(現況届)」の提出が必要です。
また、次の方は併せて添付書類の提出も必要です。
(1ページを参照)



子ども・子育て支援新制度について

○子ども・子育て支援新制度とは

平成24年度に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から本格スタートした制度です。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目的としています。

施設への入園に関しては、年齢や保育の必要性に応じて1号から3号までの3つの認定区分が設定され、それぞれ利用できる施設や時間が決められました。

○保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)について

必要に応じた保育、教育サービスを受けるために保育の必要性や必要量を判定するものです。保育園と認定こども園で「保育」をする場合(2号・3号認定)は、保護者の方(父・母)それぞれに「保育を必要とする理由」に該当することが必要となります。

(1)保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)の種類

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望	幼稚園・認定こども園(教育部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等のため保育の必要性があり、保育を希望	保育園・認定こども園(保育部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等のため保育の必要性があり、保育を希望	保育園・認定こども園(保育部分) 地域型保育事業(※)

※地域型保育事業とは少人数の子どもを預かる保育事業です

保育認定の時間区分

保育短時間認定	就労の場合、月64時間以上120時間未満の就労が必要となります。	
	保育時間	1日最長8時間
保育標準時間認定	就労の場合、月120時間以上の就労が必要となります。	
	保育時間	1日最長11時間

※8時間・11時間の保育時間の設定(開所時間)は、各施設により異なります。施設一覧(表紙裏)をご参照ください。

施設類型

認定こども園	幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的におこなう施設です。親が働いていない3歳以上の子どもも入園でき保護者の就労の有無などに関わらず全ての子どもを預けられます。
保育所(園)	親が、就労/介護/病気などの理由で子どもを保育できない状態のときに親に代わって子どもの保育を目的として利用する施設です。
幼稚園 (安中市内には現在ありません。)	保護者の就労の有無に関わらず3歳から小学校入学前の子どもが入園できます。預かり時間は4時間が基準です。延長保育や夏休みや冬休みでも預かり保育を実施している園もありますが、基本的には保育園より短い時間の預かりとなります。



(2)保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)の期間について

教育・保育給付 認定区分	認定期間		利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳の誕生日の前日から	就学前の3/31まで	幼稚園・認定こども園 (教育部分)
2号認定 (保育認定)	3歳の誕生日の前日から	就学前の3/31まで	保育園・認定こども園 (保育部分)
3号認定 (保育認定)	—	3歳の誕生日の前々日まで	保育園・認定こども園 (保育部分) 地域型保育事業

(3)保育認定(2号認定・3号認定)の「認定事由」について

保育認定(2号認定・3号認定)を受けて、保育園又は、認定こども園を利用する場合は、以下の認定事由に該当する必要があります。

認 定 事 由		時間区分	
①就労	外勤、内職、農業等で就労している場合(1ヶ月64時間以上の就労が必要)	短時間	標準時間
②妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合(産前2ヶ月・産後3ヶ月)		標準時間
③疾病・障害	病気または障害があり保育できない場合		標準時間
④介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合		標準時間
⑤災害復旧	火災・風水害等によりその復旧のために保育できない場合		標準時間
⑥求職活動	求職活動のため保育できない場合(認定日から3ヶ月)	短時間	
⑦就学	就学のため保育ができない場合(自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く)		標準時間
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合		
⑨育児休業	育児休業取得時に既に保育施設等を利用して、継続利用が必要な場合	短時間	
⑩その他	上記に類する場合		

○保育標準時間認定の事由であっても申し出により承認された場合は保育短時間認定が認められます

○保護者2人のうち、1人の保育の必要量の区分が保育標準時間に該当する場合であっても、もう一人が保育短時間に該当する場合は基本的に保育短時間の認定になります



(4)入園後変更が生じた場合

保育園や認定こども園を利用中で、現在受けている支給認定内容に変更が生じた場合は、必ず認定変更の手続きをしてください。変更を希望する月の前月15日までに、本庁こども課または松井田支所住民福祉課に書類が届くよう、在籍している園に必要な書類を提出してください。
各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

変更の内容	必要な提出書類	
認定区分(1・2・3号)を変更する場合	教育・保育給付認定変更申請書 (様式集：様-19,20)	認定事由等により異なります。 1～2ページで必要書類を確認してください。
認定事由が変更になる場合		
時間区分(短時間、標準時間)を変更する場合		
就労先の変更・就労を開始したとき		
婚姻や離婚等で世帯構成の変更		変更内容が分かる資料(戸籍謄本等)
税額(市町村民税額)が変更した場合		子ども課に連絡してください。
退園する場合【保育園】	保育の実施解除申請書 ※各園に用意してあります。	
退園する場合【幼稚園・認定こども園】	退園届 ※各園に用意してあります。	
市外へ転出する場合	退園手続後、「支給認定証」を返却してください。	

○算定年齢について

- ・4月1日現在の年齢で算定年齢(クラス)が決まります。
- ・0歳児クラスは、施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。施設一覧(表紙裏)を参考に、詳しくはご希望の施設にお問い合わせください。
- ・保育認定の2歳児(3号認定)は年度途中で満3歳になると2号認定に切り替わりますが、算定年齢はその年度末までは2歳児クラスのままです。
- ・教育認定であれば満3歳児は年度途中でも1号認定のクラスに入れます。

令和7年度 算定年齢(クラス)編成表

算定年齢・クラス	生年月日	入園可能期間	認定
0歳児	令和 6年4月2日～令和 7年4月1日	～令和13年3月31日	3号
1歳児	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日	～令和12年3月31日	
2歳児 満3歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	～令和11年3月31日	
3歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	～令和10年3月31日	1号 または 2号
4歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	～令和 9年3月31日	
5歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日	～令和 8年3月31日	

幼児教育・保育の無償化の概要について

○幼児教育・保育の無償化とは

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育における保護者の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点から、令和元年10月1日より実施されています。

対象となるお子さんは、3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）のお子さんと、0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんです。

対象となる教育・保育施設やサービスは、従来の認可施設（保育所・認定こども園など）に在園する場合だけでなく、認可外保育施設や、預かり保育などのサービスを利用する場合でも、一定の条件のもと、上限額の範囲内で利用料（保育料）が無償化となります。

ただし、利用する施設に応じて発生する給食費（主食分）や、行事費・通園送迎費などは、利用料（保育料）とは異なる実費負担部分となりますので、引き続き保護者負担となります。

○無償化の対象となる子ども並びに教育・保育施設、サービスについて

区分			対象児童		
			(1) 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども (2) 0歳児クラスから2歳児クラス（満3歳を含む）の住民税非課税世帯の子ども		
			利用料または無償化の上限額	無償化の申請 （市への手続）	保育の必要性の認定 （市への手続）
現在利用している （代表的なもの） 教育・保育施設、 サービス	①	認可保育所	0円	—	入園時に確認済み
	②	認定こども園の保育園部 （地域型保育事業を含む）	0円	—	入園時に確認済み
	③	認定こども園の幼稚園部	0円（注釈1）	—	—
	④	幼稚園（新制度移行済）	0円（注釈1）	—	—
	⑤	幼稚園（新制度未移行）	月額25,700円まで（注釈1）	必要	—
	⑥	幼稚園（認定こども園幼稚園部も含む）+ 預かり保育	幼稚園の利用料に加え、 日額450円（月額11,300円）まで （満3歳の間は日額450円（月額16,300円）まで）	必要	必要
	⑦	認可外保育施設（注釈2）	月額37,000円まで （0～2歳は月額42,000円まで）	必要	必要
	⑧	企業主導型保育施設	標準的な利用料が無償	—	入園時に確認済み
	⑨	一時預かり、病児保育、 ファミリー・サポート・ センター（注釈2）	月額37,000円まで （0～2歳は月額42,000円まで）	必要	必要

（注釈1）開始年齢については、原則小学校就学前の3年間が無償化となりますが、幼稚園（認定こども園の1号を含む）部分については、学校教育法の規定に鑑み、満3歳（3歳の誕生日）から無償化となります。

（注釈2）保育園・認定こども園の保育園部及び企業主導型保育施設のいずれかに在園する児童は、対象外となります。

（その他）幼稚園・保育園・認定こども園等と併せて、障害児発達支援施設等を利用している児童についても、無償化の対象となります。

○無償化の給付認定

前ページの一覧表でご確認いただき、お子さんが利用したい施設や、サービスのうち、無償化の申請が「必要」となっている場合には、市に申請を行ってください。

この「無償化の給付認定（子育てのための施設等利用給付認定）」は、すでに保育所や認定こども園等を利用している場合に受けている「教育・保育給付認定（支給認定）」とは別のものとなります。

特に、保育施設・サービスを利用する場合には、「保育の必要性」についても合わせて認定を受ける必要がありますので、実際に保育施設・サービスを利用する前に、忘れずに申請を行ってください。

●1号～3号（教育・保育給付認定）

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	・認定こども園(幼稚園部) ・新制度幼稚園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園(保育園部)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園(保育園部) ・地域型保育事業

■新1号～新3号(子育てのための施設等利用給付認定)

認定区分	対象となる子ども	無償化となる主な施設・事業
新1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	・未移行幼稚園
新2号認定	3歳児クラス（年少）以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・幼稚園（認定こども園幼稚園部も含む） ＋ 預かり保育 ・認可外保育施設
新3号認定	0～2歳児クラス（満3歳も含む）で、住民税非課税世帯かつ、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	

●保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）とは、「子ども・子育て支援法」で定められている施設やサービスを利用する場合に、必要な認定となります。

必要に応じた保育・教育サービスを受けるために、保育の必要性や必要量を判定するものです。

○利用開始後変更が生じた場合

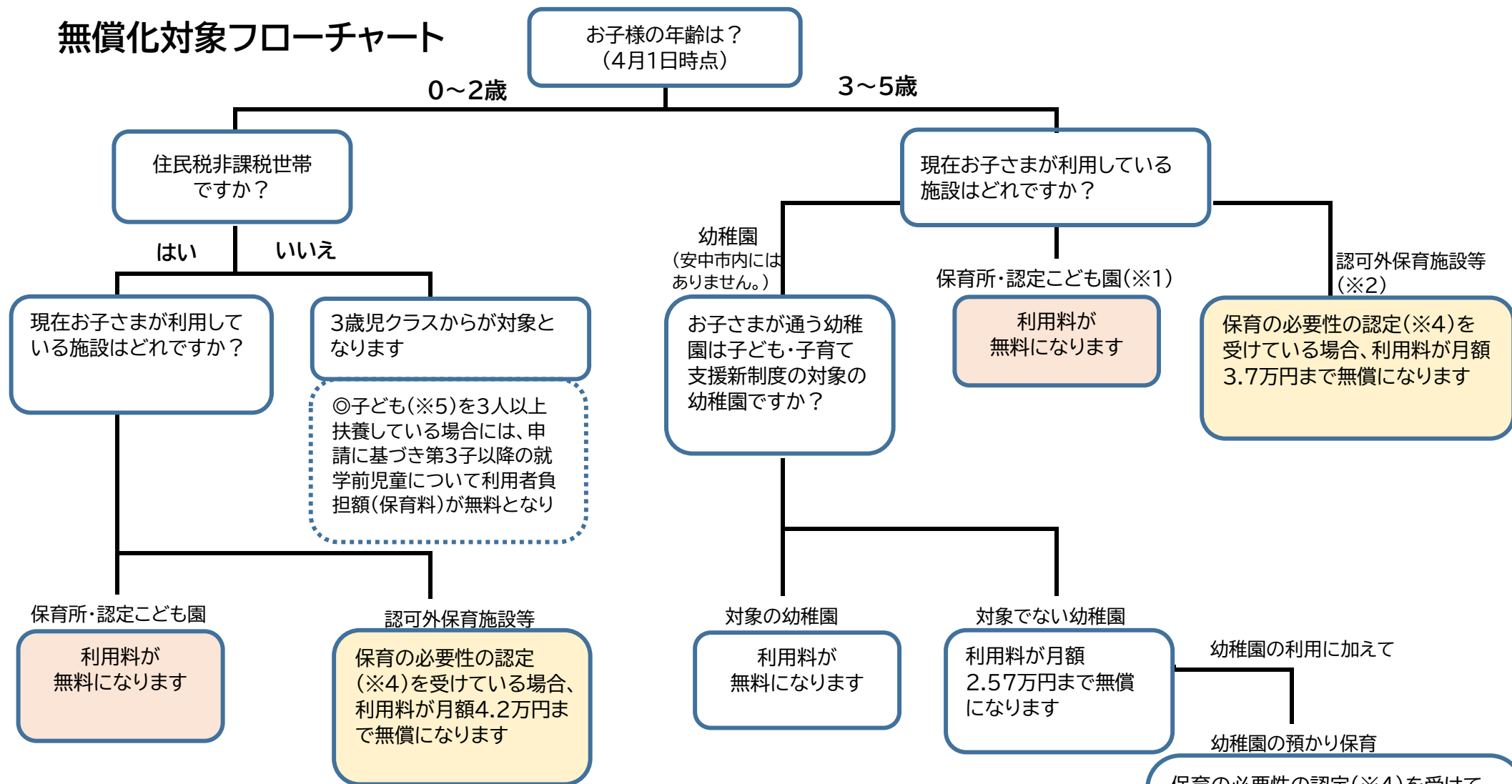
施設等利用給付認定の認定事項に変更があった場合は、「施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」等の提出が必要となります。下記の表をご確認いただき、認定内容に変更が生じた場合には、必要書類の提出をお願いいたします。

認定事項の内容に変更があったにもかかわらず、「施設等利用給付認定変更届」の提出がない場合には、無償化の認定を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

認定事項の変更がある場合は、変更が生じる月の前月20日までに、本庁こども課または松井田支所住民福祉課に書類が届くように、ご提出をお願いします。

変更の内容	必要な提出書類	
認定区分(新1号・新2号・新3号)を変更する場合	施設等利用給付認定変更 申請書兼変更届 (様式集：様-27)	認定事由等により異なります。 1ページで必要書類を確認してください。
認定事由(就労、求職活動等)を変更する場合		
就労先の変更		
就労を開始したとき		変更内容が分かる資料
婚姻や離婚等による世帯構成の変更		
税額(市町村民税額)が変更した場合		こども課にお問い合わせください。
利用施設を変更又は退園する場合		
市外へ転出する場合		

無償化対象フローチャート



※1 地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型(標準的な利用料)も対象です。
※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
※3 通園している園がどちらに該当するかわからない場合は、通園している園または市役所こども課にご確認ください。
※4 無償化の対象となるためには、市役所こども課から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育必要性」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、市役所こども課にご確認ください。
※5 ここで「子ども」とは、「子ども・子育て支援法第6条の子ども(18歳未満)」とします(安中市の取扱い)。

3号認定子どもの利用者負担額(保育料)について

※1号認定、2号認定の方は、令和元年度からの幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額（保育料）はありません。

- ・保育料は市町村民税所得割額をもとに、毎年決定されます。
- ・所得割額の算定は、原則として保護者及びその配偶者の所得割額の合計額で行います。
- ・4月から8月までの保育料は前年度の所得割額により、9月から3月までの保育料はその年度の所得割額で算定されます。

令和7年度	4月～8月の保育料	令和6年度の市町村民税所得割額により算定
	9月～3月の保育料	令和7年度の市町村民税所得割額により算定

- ・時間区分(保育短時間または保育標準時間)が同じであれば、(公立・私立ともに)どの施設に入園しても、同額になります。
- ・出欠にかかわらず、その月初日に在籍していれば1ヶ月分の保育料がかかります。

(税額の確認方法)

「市町村民税所得割額」は、毎年5月または6月に勤務先等から受け取る「市民税・県民税 税額決定（納税）通知書」で確認することができます。（下の図をご参照ください）

なお、この「税額決定通知書」には「特別徴収(市県民税を給与天引により納付)」と、「普通徴収」の2種類があります。図では「特別徴収」の例を記載しています。

平成26年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(併記義務者用)

所得		主たる給与以外の合算所得区分	
総給与収入		主たる給与	
給与所得		その他の所得計	
所得		所得区分	
		税所得金額①	

所得		障害・差・控	
医療費		配偶者特別	
社会保険料		扶養	
小規模企業共済		基礎	
生命保険料		所得割額合計⑥	
地震保険料			

(摘要)

市		県	
税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額⑤	
所得割額⑦		所得割額⑧	
均等割額⑦		均等割額⑨	
特別徴収税額⑩		控除不足額⑪	
既充当額⑫		増減額(⑧-⑨)	
税納付額⑬		変更月	

市
県

受給番号
氏名
指定番号

市
県

税額控除前所得割額④
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦
税額控除前所得割額④
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦
特別徴収税額⑧
控除不足額⑨
当額⑩
付額⑪
差し納付額(⑧-⑨、⑩)
変更前税額⑫
増減額(⑧-⑨)
変更月

この市民税「所得割額⑥」で階層が決まります

※税額控除のうち、「配当控除」「住宅借入金特別控除」

※税額控除のうち、

- ・「**配当控除**」
- ・「**住宅借入金特別控除**」
- ・「**配当割額・株式等譲渡所得割額**」
- ・「**寄付金税額控除**」
- ・「**外国税控除**」

を受けている方は、「所得割額⑥」にこれらの控除額を足した額で階層が決まります。

両親以外の方の所得で算定する場合があります。

ひとり親家庭や児童の保護者の年間収入の合計が103万円以下の方で同居している祖父母がいる場合(世帯分離している場合も含む)、祖父母のどちらか所得の高い方を算定者とします。

保育料が変更になる場合の手続き

所得税や市県民税の申告をして所得割額が変更した場合や、世帯構成の変更(婚姻や離婚等)があった場合には、保育料が変更になる場合があります。

このような場合は、支給認定証の記載事項が変更になりますので、本庁子ども課または松井田支所住民福祉課に「認定変更申請書」を提出してください。

年度途中で満3歳になる場合の注意点

3号認定のお子さんが年度途中で満3歳になると、認定区分が2号認定に変更になりますが、保育料に関しては3号認定だったときの保育料を年度末まで引き続き納付いただくことになります。（翌年度からは2号認定の保育料になり、無償化により無料となります。）

○利用者負担額(保育料)の減額・免除について(3号認定)

(1)第3子目以降の利用者負担額(保育料)について

子どもを3人以上扶養している場合には、申請に基づき、第3子目以降の就学前児童について、利用者負担額(保育料)が無料となります。

※ 申請に基づいて無料となりますので、申請がない場合には、該当になりません。

※ 「子ども」とは、「子ども・子育て支援法第6条の子ども(18歳未満)」とします(安中市の取扱い)。

※ 一時預かり事業の利用料については、第3子目以降であっても無料となりませんので、ご注意ください。

(2)第2子の保育料について

・概要

①第2子の保育料が半額になります。第1子としてカウントするのは、小学校就学前までの子です。

②「年収360万円未満相当世帯」に該当する場合、①の第1子の年齢制限がなくなります。

③「ひとり親世帯等」は、「年収約360万円未満相当世帯」に該当する所得割額の範囲が広がります。

④「ひとり親世帯等」で「年収360万円未満相当世帯」の場合、第2子以降の保育料が無料になります。

※「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯をいいます。

・説明

①の説明

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、
最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。
【例】兄:小3→カウントせず 弟:年中→第1子・妹:年少→第2子



**第2子
半額**

・「ひとり親世帯等」については、「認定申請書」または「認定変更申請書」の裏面にある「施設利用者負担額(保育料)減免に係る申請欄」により申請をしていただくことで減免の対象になります。申請がない場合は減免の対象となりません。

②について、「年収約360万円未満相当世帯」は、第1子を次のとおりカウントします。

保育料を支払う保護者と生計を一にする入園児のきょうだいがいる場合には、
きょうだいの年齢にかかわらず、人数に応じてカウントします。

【例1】兄:小6→第1子 【例2】姉:高2→第1子
弟:年中→第2子 妹:年中→第2子

③「年収360万円未満相当世帯」の該当は市町村民税所得割額から判定します。

「年収約360万円未満相当世帯」とは・・・

・保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯です。

※ひとり親家庭等については、77,101円未満であれば該当します。

・①～④をまとめると、次の表のとおりです。

3 号 認 定	ひとり親世帯等	市町村民税 所得割額	ひとり親世帯等以外
	無料	市町村民税非課税	無料
	第1子 標準時間:2,300円 短時間:2,200円	57,700円未満	第2子(第1子年齢制限なし) 半額 第3子目以降 無料
	第2子目以降 (第1子年齢制限なし) 無料	57,700円以上 77,101円未満	第2子半額・第3子目以降無料
	第2子半額・第3子目以降無料	77,101円以上	

令和6年度 安中市利用者負担額徴収基準額表(月額) 【3号認定】

(単位：円)

市階層 (階層区分)		3号(3歳未満)												
		標準時間						短時間						
		第1子	第2子	第3子 以降	ひとり親家庭等 (A階層)			第1子	第2子	第3子 以降	ひとり親家庭等 (A階層)			
					第1子	第2子	第3子 以降				第1子	第2子	第3子 以降	
1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2A	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3A	市民税 所得割 18,600円 未満	6,000	3,000	0	2,300	0	0	5,800	2,900	0	2,200	0	0
4	4A	市民税 所得割 18,600円 以上 28,600円 未満	8,000	4,000	0	2,300	0	0	7,800	3,900	0	2,200	0	0
5	5A	市民税 所得割 28,600円 以上 38,600円 未満	9,200	4,600	0	2,300	0	0	9,000	4,500	0	2,200	0	0
6	6A	市民税 所得割 38,600円 以上 48,600円 未満	10,100	5,050	0	2,300	0	0	9,900	4,950	0	2,200	0	0
7	7A	市民税 所得割 48,600円 以上 58,400円 未満	12,200	6,100	0	2,300	0	0	11,900	5,950	0	2,200	0	0
8	8A	市民税 所得割 58,400円 以上 68,200円 未満	13,600	6,800	0	2,300	0	0	13,300	6,650	0	2,200	0	0
9	9A	市民税 所得割 68,200円 以上 77,101円 未満	15,800	7,900	0	2,300	0	0	15,500	7,750	0	2,200	0	0
9		市民税 所得割 77,101円 以上 78,000円 未満	15,800	7,900	0	15,800	7,900	0	15,500	7,750	0	15,500	7,750	0
10		市民税 所得割 78,000円 以上 87,800円 未満	17,500	8,750	0	17,500	8,750	0	17,200	8,600	0	17,200	8,600	0
11		市民税 所得割 87,800円 以上 97,000円 未満	19,300	9,650	0	19,300	9,650	0	18,900	9,450	0	18,900	9,450	0
12		市民税 所得割 97,000円 以上 109,000円 未満	22,000	11,000	0	22,000	11,000	0	21,600	10,800	0	21,600	10,800	0
13		市民税 所得割 109,000円 以上 121,000円 未満	25,000	12,500	0	25,000	12,500	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0
14		市民税 所得割 121,000円 以上 133,000円 未満	28,000	14,000	0	28,000	14,000	0	27,500	13,750	0	27,500	13,750	0
15		市民税 所得割 133,000円 以上 145,000円 未満	31,000	15,500	0	31,000	15,500	0	30,400	15,200	0	30,400	15,200	0
16		市民税 所得割 145,000円 以上 157,000円 未満	33,000	16,500	0	33,000	16,500	0	32,400	16,200	0	32,400	16,200	0
17		市民税 所得割 157,000円 以上 169,000円 未満	35,000	17,500	0	35,000	17,500	0	34,400	17,200	0	34,400	17,200	0
18		市民税 所得割 169,000円 以上 235,000円 未満	36,500	18,250	0	36,500	18,250	0	35,800	17,900	0	35,800	17,900	0
19		市民税 所得割 235,000円 以上 301,000円 未満	38,000	19,000	0	38,000	19,000	0	37,300	18,650	0	37,300	18,650	0
20		市民税 所得割 301,000円 以上 349,000円 未満	40,000	20,000	0	40,000	20,000	0	39,300	19,650	0	39,300	19,650	0
21		市民税 所得割 349,000円 以上 397,000円 未満	42,000	21,000	0	42,000	21,000	0	41,200	20,600	0	41,200	20,600	0
22		市民税 所得割 397,000円 以上 450,000円 未満	43,000	21,500	0	43,000	21,500	0	42,200	21,100	0	42,200	21,100	0
23		市民税 所得割 450,000円 以上	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0	43,200	21,600	0	43,200	21,600	0

この表は、令和6年4月1日現在のものです。

副食費の取扱いについて

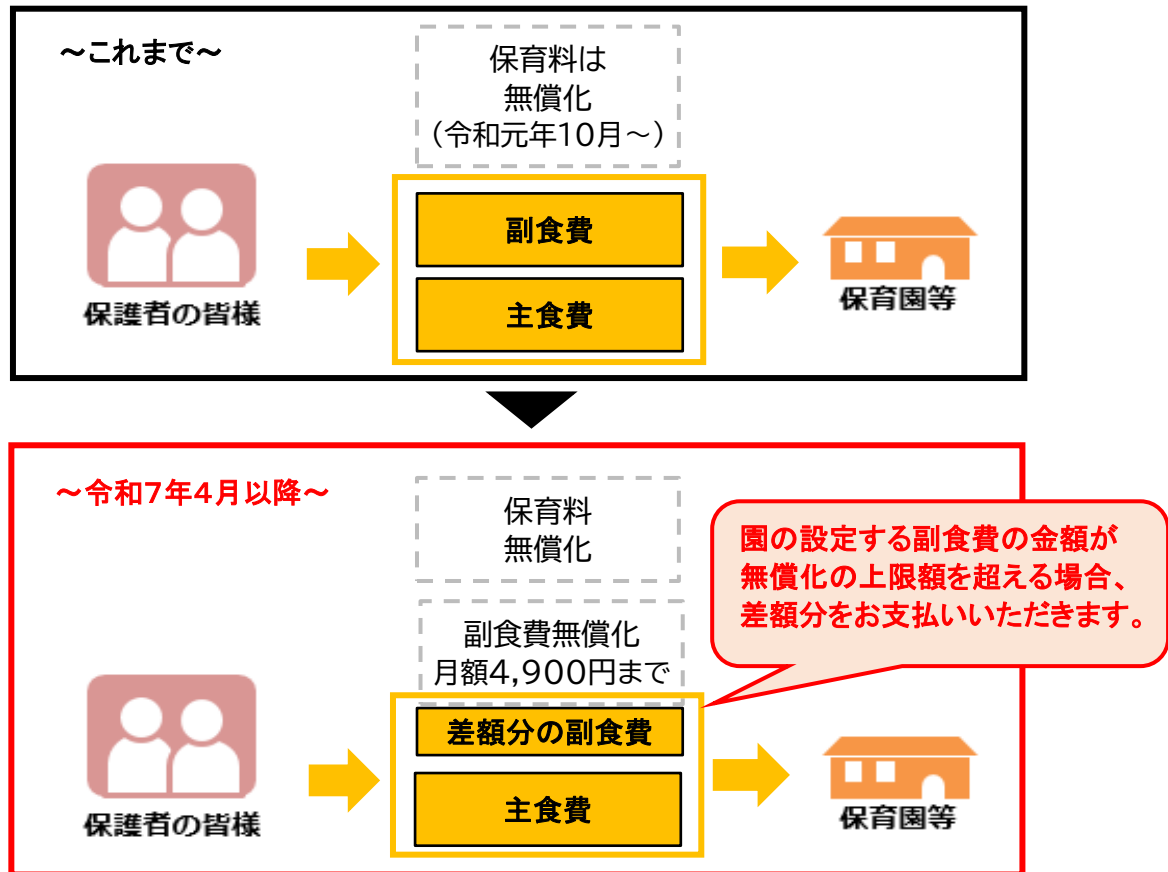
令和元年10月から、3歳児（年少）クラス～5歳児（年長）クラスのお子さんについては、保育料が無償化されましたが、保育施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合でも同様にかかる費用であるため、保育所等を利用する保護者も、自宅で自ら子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則とされております。

安中市では、これまで同一生計の第3子以降については市の独自の制度として給食費のうち副食費分（おかず・おやつ）を無償としておりました。令和6年度より無償化の対象を拡充し、安中市に住所のある3歳児クラス以上（1号認定の満3歳以上児を含む）のすべての児童について、月額4,800円を上限として無償化しています。令和7年度からはさらに上限額を月額4,900円へ引き上げました。

○給食費の考え方

在園施設	子どもの年齢 （算定年齢）	令和7年4月以降の給食費	
		主食費 （お米）	副食費 （おかず・おやつ）
・ 認定こども園の幼稚園部 ・ 新制度幼稚園	満3歳及び3歳児クラス～5歳児クラス	保護者が園に支払い又はお米を持参	月額4,900円まで無償化 上限額を超えた差額は、 保護者が園に支払い
・ 保育園 ・ 認定こども園の保育園部	3歳児クラス～5歳児クラス	保護者が園に支払い又はお米を持参	月額4,900円まで無償化 上限額を超えた差額は、 保護者が園に支払い ※公立園の場合は市に支払い
・ 保育園 ・ 認定こども園の保育園部	0歳児～2歳児クラス	保育料に込み	

●保育園等に在園している児童の給食費の支払い方法変更のイメージ

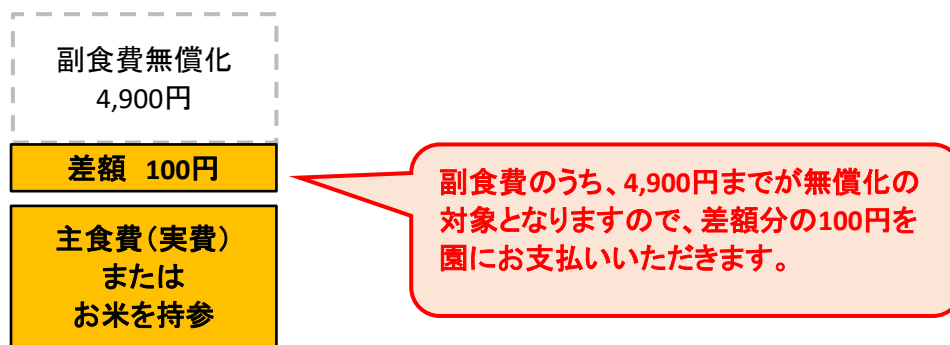


(1) 副食費が月額4,900円以下の場合



(2) 副食費が月額4,900円を超える場合

例) 園の設定する副食費が月額5,000円の場合



※差額分の取り扱いにつきまして、詳しくは各施設にお問い合わせください。

○国の副食費免除の要件について

・対象児童が「年収約360万円未満相当世帯」の子どもである場合、国の副食費免除の該当となります。

「年収約360万円未満相当世帯」とは、以下の世帯となります。

- ① 1号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、77,101円未満の世帯
- ② 2号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯
※ひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)については、77,101円未満

○「年収約360万円未満相当世帯」の子どもに該当するかどうかは、市で課税情報等を確認の上決定いたします(認定申請書にて「税情報等の提供に当たっての同意」をいただいております)。

「妊娠・出産」「育児休業」について

○「妊娠・出産」の認定期間について

・保育認定で認定事由が「妊娠・出産」の場合、施設の利用期間は産前2か月、出産予定月1か月、産後3か月の計6か月間となります。

↓ 6/15出産予定の場合、上のお子さんは4月から入園できます。

	出産予定日	認定期間
例	6月15日	4月1日～9月30日

○「育児休業」から「就労」への変更について

・「復職(予定)年月日」が記載された就労証明書が必要です。勤務先に確認の上、ご提出ください。

・生まれたお子さんの認定期間は、慣らし保育の観点から、「復帰月(復帰する日が属する月)の前々月の1日」が就労認定の始期(入園可能日)となります。

	就労復帰予定日	入園可能日
例1	6月15日	4月1日
例2	7月20日	5月1日
例3	12月5日	10月1日

○就労から妊娠・出産、育児休業を経て就労に戻る流れの一例

【例】

出産予定日	令和7年3月7日
産前産後休暇	令和7年1月25日から令和7年5月2日まで
育児休業	令和7年5月3日から令和8年3月6日まで



この場合、認定期間や提出書類は下のようになります。

認定期間	認定事由	提出書類
令和7年1月31日まで	就労	「認定申請書(現況届)」・「就労証明書」
令和7年2月1日から 令和7年5月31日まで	妊娠・出産 (標準時間)	「変更申請書」・「母子手帳の写し」・「申立書」 「就労証明書」・「利用継続申立書」
令和7年6月1日から 令和8年3月31日まで	育児休業 (短時間)	基本的には変更申請が必要ですが、「就労」から「妊娠・出産」へ変更した際に提出された「就労証明書」で育児休業の期間が証明できる場合には、「変更申請書」の書類提出を省略することができます。
令和8年4月1日から	就労	「変更申請書」・「就労証明書」 (「復帰日」及び「復帰後の就労条件」が記載されているもの)

○里帰り出産について

市内居住の方が、里帰り出産で安中市以外の施設を一時的に利用したい場合、

・通常の入園(施設型給付費の対象)で利用する場合、市内の園は退園していただき、市外の園の利用手続きをしていただく必要があります。

※認定や給付費の負担に関して、帰省先の市町村との重複を避けるためです。

・通常の入園ではなく、一時預かりで利用する場合は、市内の園の退園は必要ありません(ただし、無償化の対象にはなりません)。

入園に関してよくあるQ&A



その他のQ&Aはこちらを
ご覧ください(市HP)

申請に関する質問

Q1. 記入を間違えてしまったのですが。

A1. 間違えた箇所に二重線を引き、その上か周辺に正しい内容を記入してください。



Q2. 提出日を過ぎてしまったのですが…。

A2. 提出日を過ぎても受付可能ですが、入園の優先順位は下がる可能性があります。
第一希望の園に申請書の提出が遅れることを連絡しておくともよいかも…



Q3. 提出期間中に書類が揃わない場合にはどうしたらいいですか。

A3. 提出先の園に間に合わない書類は後日提出することを伝え、後日必ず提出してください。



Q4. 提出した申請書に記載してある内容が変更になった場合は、どうすればいいですか。

A4. 変更した認定事由に該当する書類を園か市役所子ども課へ提出してください。



Q5. 現在離婚を前提として別居中です。父または母の書類を提出することができません。どうすればいいですか。

A5. 家庭裁判所等より離婚調停中の証明がある場合は、その写しを提出することで、相手方の書類は不要となります。離婚に関する書類が提出できない等の事情がある場合は市役所子ども課へ相談してください。
なお、離婚が成立して籍を抜いても住民票を異動していなければ「まだ同居している」ということで「事実婚」状態とみなされます。



就労状況、育児休業に関する質問

Q6. 申込時点の9月現在では就労していませんが、来年度までに就労予定です。入園できますか。

A6.

- ①まだ仕事が決まる前で、就労証明書を用意できない場合は、求職活動をしていることを証明する「求職活動申立書」を提出してください。
- ②もし4月からの就職が内定している場合は、就職先で就労証明書の【3雇用(予定期間等)】の欄に期間の開始日を「4月1日～」と記載してもらい、提出してください。



Q7. 就労の認定で入園が決まっていたのですが、入園直前に退職しました。どのようにすればいいですか。

A7. 求職中となった場合は、「求職活動」の事由で認定されますので、求職活動申立書を園か市役所へ提出してください。他の認定事由に該当するかもしれない場合は、市役所こども課にご相談ください。



Q8. 就労をするのが先か、保育所等に入所させるのが先かどちらですか。

A8. 求職活動中でも3ヶ月間保育の利用が認められています。「求職活動」の認定で入所した後、3ヶ月以内に就職先が決まり月64時間以上の就労になれば継続して利用することができます。ただし、9月の一斉申込みでは「求職活動」で申請した場合優先度が低いので第一希望の園に入園できないことがあります。



Q9. 4月1日からフルタイムで就労する場合、慣らし保育はありますか。

A9. 新規入園児童は「慣らし保育」として最初のうちは短時間で預かる園もあります。詳しくは入園先の園に確認してください。



Q10. 就労先から安中市の様式ではない就労証明書を渡されました。様式が違って大丈夫ですか。

A10. 安中市の様式は国が提示する様式に準じており、項目をすべて網羅していれば様式のレイアウト等は違っていても大丈夫ですが、できるだけ国が提示している様式での提出をお願いいたします。(なお、市のホームページからも様式はダウンロードできます。)



Q11.育児休業期間を延長するため、決定された入所日を変更できますか。

A11.入所日だけ変更することはできません。決定された入所を取り下げ(退園扱い)いただいた上で、申請→選考→認定・決定の手続きをやり直す必要があります。



Q12.育児休業期間中に妊娠しましたが、入園は可能でしょうか。

A12.「妊娠・出産」の認定で入園可能です(出産予定月の2か月前から)。また、その後生まれたお子さんの育児休業に入っても、在園している上のお子さんは「育児休業」の認定で継続利用できます。認定事由が育児休業→妊娠・出産→育児休業と変わります。(育児休業中は、保護者自身は保育ができる状態であるとして扱われるため、他の事由がなければ新規入園はできません。ただし、すでに通園している上のお子さんの成育環境を変えないために保育を継続する必要がある場合には、保育認定の事由として認められています。)



Q13.認定こども園(保育園部)に通っている子(3歳以上)がいますが、下の子のために育児休業を延長すると、1号認定に変更しないと退園になってしまうのでしょうか。

A13.認定こども園でも保育園と同じ考え方(A12)です。保育認定希望であれば3歳児以上でも1号認定に変更する必要はありません。



転入、住所地に関する質問

Q14.現在市外に居住しています。今後、安中市に転入する予定ですが申し込みは可能でしょうか。

A14.

- ①3月中に安中市に転入する場合 →安中市に申込みしてください。
- ②4月以降に安中市に転入する場合 →現在住所のある市町村役場にて安中市の施設に入所すると申し込んでください。その後転入した時点で安中市役所こども課にて手続きをしてください。



Q15.転入予定で申込みを行いたいのですが、すでに安中市に住んでいる人に比べて不利になるなど選考に影響はありますか。

A15.9月の一斉申込みで第一希望の園に申請書が提出されていれば影響はありません。



Q16.安中市に住民登録があります。市外の保育所等の利用(広域入所申込み)はできますか。

A16.申込みは可能です。ただ、保育を必要とする事由(就労等)以外にも、保育所等が所在する市町村が定める要件に適合することが必要となります。また、市町村によっては、その自治体の市民が申込みする場合に比べて利用調整の際の優先度が下がる場合があります(居住者の子どもを優先するため)。また、市町村をまたいで利用調整を行うため決定通知等の送付が遅れる場合があります。



保育料に関する質問

Q17.祖父母と同居していますが、祖父母の収入も保育料の算定に関係がありますか？

A17.同居している祖父母に収入があったとしても基本的には保育料の算定に影響はありません。
ただし、ひとり親家庭や、児童の保護者の年間収入の合計が103万円以下の方で、同居している祖父母がいる場合は、世帯分離している場合も含め、祖父母のいずれかのうち、所得の高い方の市町村民税の所得割額を加算して保育料を算定します。



Q18.ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯についての減免措置はあるのですか？

A18.申請を行っていただくことで、減免措置があります。



その他の質問

Q19.「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」が届きました。認定期間が小学校就学前までではなく、途中の期間までになっているのはなぜですか。

A19.お子さんが3歳未満(3号認定)である場合は、認定期間が満3歳の誕生日の前々日となります(法令上、誕生日の前日から満3歳となるため)。満3歳の誕生日からは2号認定となりますが、その認定期間は小学校就学前までとなります。



Q20.認定こども園を利用しています。1号認定から2号認定、または2号認定から1号認定へ変更は可能ですか。

A20.1号認定と2号認定でそれぞれ定員が定められているため、利用している認定こども園の定員に余裕があることを確認していただいた上であれば変更可能です。変更には手続きが必要です。



Q21.4月15日で1歳になります。1歳児クラスから入園を希望できますか。

A21.4月1日現在でのお子さんの年齢によりその年度のクラス年齢が決まります。

4月15日に1歳児になったとしても4月1日時点では0歳児だったのでその年度中は0歳児クラスとなります。0歳児クラスの対応がない園には申し込みができませんのでご注意ください。



ほかにもご質問がありましたら、市役所こども課にお問い合わせください。



その他の保育サービス

休日保育

現在保育園等を利用している市内在住の保育認定子ども(2号、3号認定)を休日(日曜日及び祝日)に給付認定を受けた事由と同一の事由で保育を実施するものです。

*年末年始や実施園の都合により、休日保育が実施できない日があります。

実施園

施設名	電話番号	住所
後閑あさひ保育園	027-385-5541	安中市中後閑724

問い合わせ先

安中市役所 こども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111(内線1163,1165)または
後閑あさひ保育園

病児保育

病児保育とは、主に保育園等に通っている子どもが病気になった場合に、子どもを保育園等では預かることができず、かつ仕事が休めないなどの理由で家庭での看護が困難な保護者に代わって、専用施設で保育士や看護師が保育や看護するものです。

利用できる施設

施設名	電話番号	住所
病児保育室「あおぞら」	027-388-8731	高崎市下小鳥町1234-2
病児保育室「かめさん」	027-329-7505	高崎市柳川町4
病児・病後児保育室「のびのび」	027-330-6040	高崎市高関町511-1
病児病後児保育室「杉の子ノア」	027-331-9533	高崎市上中居町418-2 2F
病児病後児保育室「ひよこ」	027-361-6111	高崎市大八木町168-1

利用方法

申込手続き、対象年齢、利用料金、利用時間などは施設ごとに異なりますので、各施設へお問い合わせください。(R6.2月よりネット予約が始まりました。)



病後児保育

傷病の回復期にあり他の児童との集団保育が困難な児童を一時的に預かる事業で、保育園で保育士や看護師が保育や看護するものです。

実施園

施設名	電話番号	住所
原市保育園	027-385-5233	安中市築瀬25-1
後閑あさひ保育園	027-385-5541	安中市中後閑724
あさひ第二保育園	027-384-1501	安中市下後閑509-1

対象児童・・・1歳から小学校3年生までの市内在住者の児童又は保護者が市内に勤務する児童

問い合わせ先

安中市役所 こども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111または各園